

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和5年8月4日（金）午後1時00分

1 会議録の承認

2 審議案件

教委第24号議案 高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用教科書の採択について

3 その他

令和5年8月4日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 7/24 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 中学校の部
- 7/25 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 小学校の部
- 7/31 「第105回全国高等学校野球選手権記念神奈川大会」において
優勝された慶應義塾高等学校の生徒による横浜市長表敬訪問

(2) 報告事項

3 その他

教委第 24 号議案

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用教科書の採択について

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用教科書を採択する。

令和 5 年 8 月 4 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和6年度に使用する高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに令和6年度から令和9年度に使用する小学校・義務教育学校前期課程用教科書を採択する。

1 採択する教科書

- (1) 高等学校において令和6年度に使用する教科書
- (2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書
- (3) 小学校・義務教育学校前期課程において令和6年度から令和9年度に使用する教科書

2 参考資料

- (1) 令和5年度横浜市教科書採択の基本方針
- (2) 令和5年度教科書採択手順
- (3) 横浜市教科書取扱審議会条例
- (4) 採択の観点及び具体的な調査項目の視点
- (5) 令和6～9年度使用小学校用教科書 発行者一覧

資料 1

令和 5 年 5 月 11 日
横浜市教育委員会

令和 5 年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和 5 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和 5 年度は、次の教科書を採択する。

- ア 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）において令和 6 年度から令和 9 年度に使用する教科書
- イ 高等学校において令和 6 年度に使用する教科書
- ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和 6 年度に使用する教科書

なお、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和 2 年度に採択した教科書を令和 6 年度まで継続使用する。

ただし、社会科歴史的分野の教科書は、令和 3 年度に採択した教科書を令和 6 年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第 9 条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるため、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮詢する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 小学校において使用する教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の

報告を各学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和5年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する小学校の教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

【採択の観点(1) 【関係法令】】

- ① 教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ② 学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③ 学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

【採択の観点(2) 【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】】

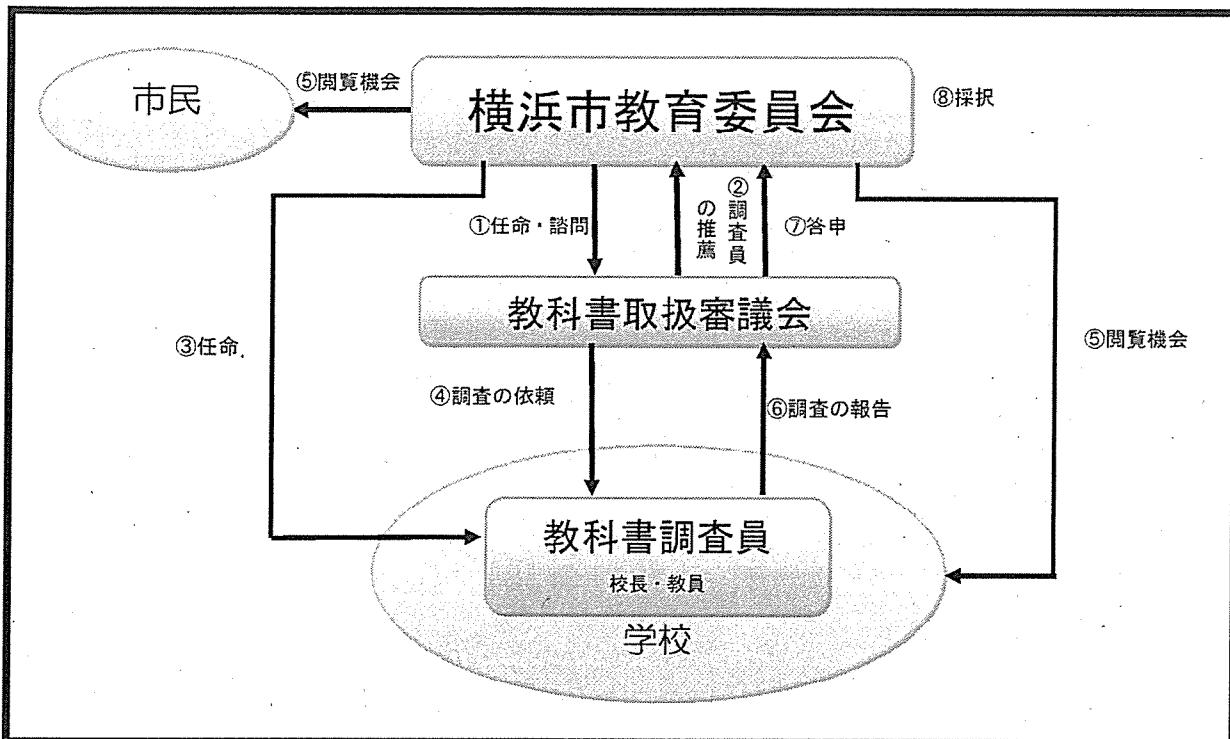
- ① 主題的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ② 小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③ 学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④ 「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥ 地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

【採択の観点(3) 【体裁等】】

- ① 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ② デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

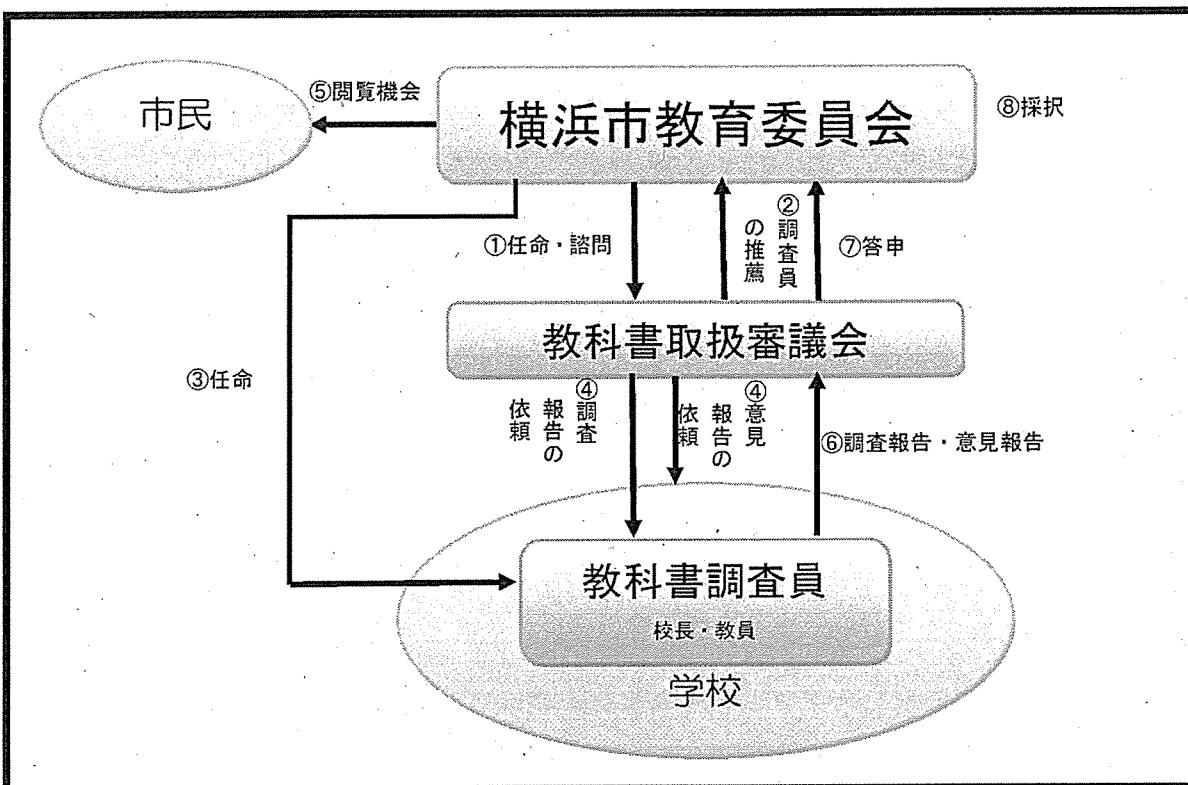
〈小学校教科書採択の手順〉

資料 2



- ① 教科書採択にあたり、横浜市教育委員会（以下「市教委」）は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮詢します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査を依頼します。
- ⑤ 市教委は、市民や教員が教科書を閲覧できるよう、教科書の閲覧機会を設けます。
(市民向けは市立 18 図書館、教員向けは授業改善支援センター（ハマ・アップ）等で開催)
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査結果を報告します。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

〈高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級 採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「審議会」を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮詢します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査報告を依頼します。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- ⑤ 市教委は、市民や教員が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。(市民向けは市立18図書館、教員向けは授業改善支援センター(ハマ・アップ)等で開催)
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査報告を、各学校長は審議会に意見報告をそれぞれします。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

制 定 昭和39年6月10日条例第71号
 最近改正 平成26年12月26日条例第79号

横浜市教科書取扱審議会条例をここに公布する。

横浜市教科書取扱審議会条例

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科書の取扱いについて適正を期するため、教育委員会の附属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立学校において使用する教科書の取扱いに関し必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が任命する。

(1) 校長及び教員	8人
(2) 教育委員会事務局職員	5人
(3) 学識経験のある者	3人
(4) 児童及び生徒の保護者	4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 審議会に、専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、審議会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。

3 調査員の任期は、そのつど教育委員会が定める。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

- 第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。
- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行う。

附 則 (昭和49年6月条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の横浜市教科書取扱審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 3 この条例の施行後最初の横浜市教科書取扱審議会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年12月条例第79号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

採択の観点及び具体的な調査項目の視点

1 採択の観点及び調査項目

観点 1	教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。
観点 1 ①	教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色となっている点
観点 1 ②	学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色となっている点
観点 1 ③	学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色となっている点

観点 2	「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。
観点 2 ①	主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしている点や、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色となっている点
観点 2 ②	小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色となっている点
観点 2 ③	学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色となっている点
観点 2 ④	「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色となっている点
観点 2 ⑤	持続可能な開発目標 (SDGs) の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色となっている点
観点 2 ⑥	地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色となっている点

観点 3	児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。 デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。
観点 3 ①	児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫がある点や、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある点
観点 3 ②	デジタル教材への活用の工夫がある点や、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある点

2 具体的な調査項目の視点

【国語】

観点2 ①	・言葉による見方・考え方 ・言語活動 ・主体的に課題発見・解決 ・学校図書館との関連・情報活用能力
観点2 ②	・資質・能力の系統性 ・他教科等との関連
観点2 ③	・言葉の働き ・日常生活との関連
観点2 ④	・対話的な学び ・多様な考えを認め合う態度
観点2 ⑤	・よりよい社会の実現に寄与する教材、グローバルな視点 ・他者との協働
観点2 ⑥	・伝統的な言語文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	・デジタル教材への可能性、二次元コード ・環境への配慮

【書写】

観点2 ①	・言葉による見方・考え方 ・主体的に課題を発見・解決
観点2 ②	・書写の資質・能力の系統性 ・国語科の他領域、他教科等との関連
観点2 ③	・毛筆と硬筆との相互関連 ・日常生活との関連
観点2 ④	・多様な考えを認め合う
観点2 ⑤	・よりよい社会の実現に寄与する、グローバルな視点
観点2 ⑥	・伝統的な言語文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・大きさや重さ
観点3 ②	・デジタル教材への可能性、二次元コード ・環境への配慮

【社会】

観点2 ①	・学習の進め方 ・社会的な見方・考え方 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	・生活科や次学年との連続 ・他教科との関連 ・単元の導入の工夫
観点2 ③	・新たな課題への気づき ・学んだことの活用
観点2 ④	・多様な考え ・多角的なものの見方 ・立場の理解、合意形成
観点2 ⑤	・SDGsの扱い ・公民としての資質・能力の育成 ・社会参画 ・選択・判断する力
観点2 ⑥	・地域の伝統文化への理解 ・人の生き方や考え方 ・自分づくり
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン（文字の見やすさ、色使いのバランス） ・レイアウト、索引の工夫 ・資料や写真、図表等のバランス ・大きさや重さ
観点3 ②	・二次元コードの活用 ・デジタル資料の活用 ・用紙、インキ等環境への配慮

【地図】

観点2 ①	・社会的な見方・考え方 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	・巻頭やトピックの工夫 ・自主的な活用のための工夫 ・地図の仕組みや約束事の表示
観点2 ③	・統計資料の活用の工夫 ・人々の生活や現代的な諸課題等への理解
観点2 ④	
観点2 ⑤	・SDGsの扱いと社会参画の視点 ・公民としての資質・能力の育成
観点2 ⑥	
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン（文字の見やすさ、色使いのバランス） ・文字以外の表現の工夫 ・索引の工夫・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コードの活用 ・デジタル資料の活用 ・用紙、インキ等環境への配慮

【算数】

観点2 ①	・問題発見、解決の過程 ・数学的活動
観点2 ②	・数学的な見方・考え方の系統
観点2 ③	・日常生活との関連
観点2 ④	・多様な価値観
観点2 ⑤	・持続可能な開発目標（S D G s）
観点2 ⑥	・算数のよさ
観点3 ①	・1ページの情報量、レイアウト ・図やグラフ、写真やイラスト ・カラーユニバーサルデザイン ・文字の大きさ・行間・字間・書体 ・大きさや重さ
観点3 ②	・二次元コード、デジタル教材 ・環境面への配慮

【理科】

観点2 ①	・問題解決の過程 ・情報の収集・活用
観点2 ②	・小中の連携と接続 ・粘り強さと学習の調整
観点2 ③	・生活や社会の中での活用 ・自然災害との関連
観点2 ④	・多様な考えの共有 ・生命尊重
観点2 ⑤	・持続可能な社会をつくる ・科学技術の活用
観点2 ⑥	・自分の夢や生き方
観点3 ①	・大きさや重さ、レイアウト ・ユニバーサルデザイン ・安全な観察・実験
観点3 ②	・デジタル教材への活用の工夫 ・用紙やインキ等環境への配慮

【生活】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・自分との関わりを通した見方・考え方 ・情報の収集・活用、言語活動
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小との接続 ・3年生以上の学びへの接続、他教科との関連
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を通した気付き ・生活を豊かにしようとする
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・相手意識をもったふれあいや自分らしさの尊重 ・動植物栽培の活動の扱い
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・S D G sとの関連 ・公共心を育む
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わり ・地域への愛着
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・重さや大きさ・ユニバーサルデザイン ・文字以外の効果的な工夫・安全な観察や遊び
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材への活用の工夫 ・用紙やインキ等環境への配慮

【音楽】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽的な見方・考え方 ・主体的、創造的な学習
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容の系統性 ・幼保小の接続・小中学校の系統性
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽と生活との関わり ・社会の中の音や音楽
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して学べる手立て ・多様性の尊重・豊かな音楽性や情操
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい社会の創造と音楽 ・他者との協働
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の伝統音楽 ・地域の伝統・文化
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・楽譜や文字の見やすさ ・色使いやレイアウト・大きさ、重さ
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材への活用の工夫・用紙やインキ等環境への配慮

【図画工作】

観点2 ①	・自己決定・言語活動 ・ツールとしてのICT活用
観点2 ②	・幼保中との接続・他教科等との関連 ・材料・用具の基本的な扱い
観点2 ③	・実生活とのつながり ・自然環境や社会問題との関連
観点2 ④	・個性尊重・認め合い ・情感豊かな心
観点2 ⑤	・自らの働きかけ ・持続可能な社会
観点2 ⑥	・地域の歴史・伝統文化・視野を広げる ・表したいことにつなげる
観点3 ①	・文字の見やすさ・色使い・レイアウト ・効果的な工夫・安全な活動
観点3 ②	・デジタル教材への活用の工夫 ・用紙やインキ等環境への配慮

【家庭】

観点2 ①	・問題解決のプロセス・実践的・体験的な活動 ・情報の収集・活用
観点2 ②	・小中の接続・資質・能力の系統性 ・他教科等との関連
観点2 ③	・家庭生活や地域の中での活用・生活文化の大切さへの気付き ・国内外の伝統・文化の尊重
観点2 ④	・共生社会・多様な価値観 ・多様性への配慮
観点2 ⑤	・消費生活や環境に配慮した生活への活用 ・安全・衛生への配慮・防災への配慮
観点2 ⑥	・自分の夢や生き方とのつながり ・家族、家庭、地域との関わり・生活の課題と実践
観点3 ①	・文字の見やすさや色使い・文字以外の効果的な工夫 ・安全な実習・実験・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コードの活用・用紙やインキ等環境への配慮 ・デジタル教材への活用の工夫

【保健】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活における学習課題 ・課題解決的な学習過程
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階に応じた学びの系統性 ・運動領域、他教科との関連性
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたっての健康 ・今後の生活への関連付け
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性の尊重、個人差への理解 ・他者への配慮、関わり
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・S D G s の視点 ・共生社会
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・保健に関する活動や取組の理解 ・社会とのつながり
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・適度な情報量と時間配分 ・大きさや重さ
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材活用への可能性 ・環境面に対する配慮

【英語】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・題材の設定 ・英語を繰り返し使いながら学ぶ ・言語活動の設定
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語活動・中学校との円滑な接続や学習の連続性 ・スマールステップを踏んだ学習 ・粘り強さと学習の調整
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・実生活とのつながり ・学んだことの活用 ・Can Do リスト等の活用による学習到達度の把握
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・他者への配慮 ・多様性の尊重
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・S D G s の視点・国際理解 ・多文化共生
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・自国及び他国への理解 ・自分の夢や生き方
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・大きさや重さ ・文字の見やすさ、色使い ・文字以外の効果的な工夫
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材への活用の工夫 ・デジタル教科書の構成 ・用紙やインキ等環境への配慮

【道徳】

観点2 ①	・問題解決的な学習過程 ・考え、議論する ・情報モラル
観点2 ②	・幼保小、小中の連携 ・学年段階の指導内容 ・多面的・多角的に考える
観点2 ③	・実生活や社会と関連付けた道徳的価値の理解
観点2 ④	・いじめ等の未然防止 ・道徳性の育成 ・生命尊重
観点2 ⑤	・勤労、社会参画意識や公共の精神 ・公正、公平、社会正義 ・国際社会の平和と発展に寄与、 S D G s
観点2 ⑥	・地域の伝統、文化 ・諸外国の人々の生活や文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・別冊、体裁、重さ
観点3 ②	・デジタルコンテンツ ・環境への配慮

**令和6～9年度使用
小学校用教科書 発行者一覧**

種 目	発 行 者						
国 語	東京書籍	教育出版	光村図書出版				
書 写	東京書籍	教育出版	光村図書出版				
社 会	東京書籍	教育出版	日本文教出版				
地 図	東京書籍	帝国書院					
算 数	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	新興出版社 啓林館	日本文教出版	
理 科	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	信州教育 出版社	新興出版社 啓林館	
生 活	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	信州教育 出版社	光村図書出版	新興出版社 啓林館
音 楽	教育出版	教育芸術社					
图画工作	開隆堂出版	日本文教出版					
家 庭	東京書籍	開隆堂出版					
保 健	東京書籍	大日本図書	大修館書店	文教社	光文書院	Gakken	
英 語	東京書籍	開隆堂出版	三省堂	教育出版	光村図書出版	新興出版社 啓林館	
道 德	東京書籍	教育出版	光村図書出版	日本文教出版	光文書院	Gakken	

横浜市教育委員会 8月4日定例会 座席表

鯉渕教育長 中上委員

木村委員
四王天委員森委員
大塚委員

教育次長 総務部長 説明者 説明者